

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

（1）葬祭場で発生する残骨灰の処分方法について

資 料 1 葬祭場で発生する残骨灰の処分方法について

令和8年1月29日

健康福祉局

葬祭場で発生する残骨灰の処分方法について

1 残骨灰について

残骨灰とは・・・

御遺体を火葬し、御葬家の収骨後に残された小さな御遺骨や、棺、副葬品を由来とする灰等の総称

- ・歯科治療材料を由来とする金や銀等の有価物が含まれていることがある
- ・六価クロムや水銀等の有害物質が含まれていることがある

2 法律上の位置づけ

残骨灰の取り扱いについては「墓地、埋葬等に関する法律」等においても明確な定めがない
所有権は地方公共団体に帰属（昭和14年 大審院判決）

3 川崎市での現在の取扱

南部斎苑、北部斎苑合わせて年間約30tの残骨灰が発生

指定管理者が市内の業者と契約し、有償で処分を委託

- ・業者において残骨灰中の御遺骨を選別し、埋葬、供養
- ・御遺骨以外の灰は業者において無害化、選別のうえ処分

4 他都市の状況

全国20政令指定都市のうち、17市において残骨灰（有価物）の売却を実施

他都市での実績（令和6年度火葬実施分）

横浜市：約2億5000万円 千葉市：約9,400万円 さいたま市：約9,200万円

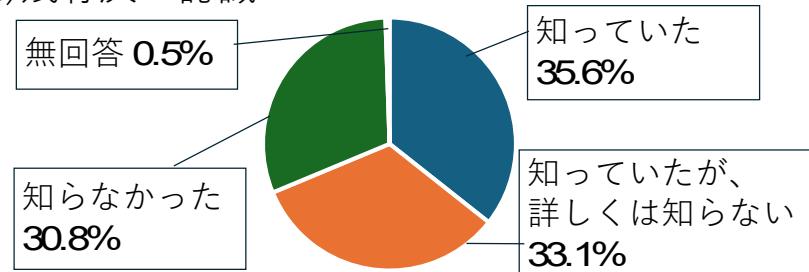
5 市民の意識調査について

「令和7年度第2回かわさき市民アンケート」にて、残骨灰について調査を実施

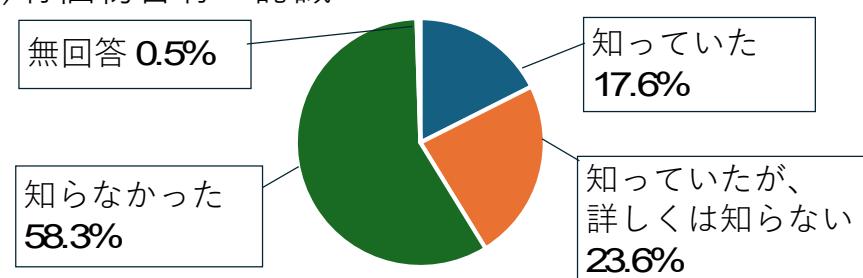
【単純集計速報値】

- ・調査対象：川崎市在住の満18歳以上の個人
- ・調査方法：郵送調査
- ・発送数：3,000標本（有効回答数 1,592標本（有効回収率 53.1%））
- ・調査内容 (1)残骨灰の認識 (2)有害物質含有の認識 (3)有価物含有の認識
(4)他都市での売却実施の認識 (5)川崎市での売却実施への意見

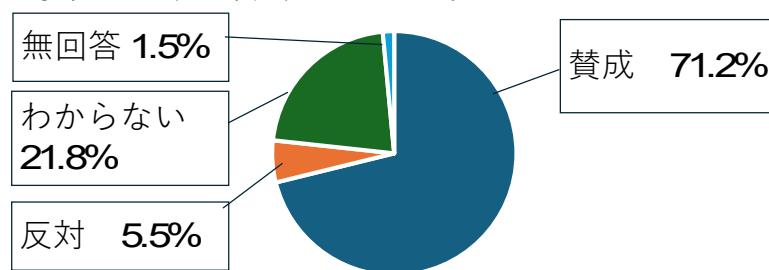
(1)残骨灰の認識



(3)有価物含有の認識



(5)川崎市での売却実施への意見



- 約7割の市民が残骨灰について認識
- 約4割の市民が残骨灰に有価物が含まれていることを認識
- 本市での売却について約7割が賛成

6 令和8年度からの取組

●競争入札により条件付きの売却の実施を想定

- 主な条件
- ・御遺骨を埋葬・供養すること
 - ・有害物質等については関係法令を遵守し、適切に除去、処理すること
 - ・有価物採取量、廃棄物処理の状況を報告すること

●歳入見込

令和6年度の12歳以上の火葬実施件数×他都市における落札額

13,849件×約8,000円=約1億1千万円

葬祭場運営経費に充当し、葬祭場の運営、整備に活用予定

●効果

市民意見の反映による有価物の価値の市民への還元

希少資源の有効活用

●スケジュール

令和8年1月	2月	3月	4月
議会報告	入札手続（指名競争入札） 業者決定・事業開始準備	事業開始	